

# 石川県公報

平成26年5月1日(木曜日)

号外

(第47号)

## 目次

### 選挙管理委員会

○七尾市議会議員選挙の当選の効力に関する審査申立て  
に関する裁決

1

### 選挙管理委員会

#### 石川県選挙管理委員会告示第63号

石川県七尾市上府中町セ部30番地岡田麻純から提起された平成25年10月20日執行の七尾市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、平成26年4月28日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

平成26年5月1日

石川県選挙管理委員会

#### 裁決書

石川県七尾市上府中町セ部30番地

審査申立人 岡田 麻純

石川県金沢市大手町9番29号

上記代理人弁護士 奥村 回

石川県七尾市郡町1部38番地2

参加人 西川 英伸

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成25年12月17日付けで提起された平成25年10月20日執行の七尾市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

#### 主旨

本件審査の申立てを棄却する。

#### 審査申立ての要旨及び理由

##### 1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、平成25年11月1日付けで七尾市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月28日、この異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたので、申立人は、この決定を不服として、原決定を取り消し、本件選挙において当選人と決定された西川英伸(以下「当選人」という。)の当選を無効とする裁決を求める、というものである。

##### 2 審査の申立ての理由

その理由を要約すれば次のとおりである。

被選挙権を有するかどうか、即ち当選人が住所を有するかどうかは、客観的な事実で確定されるべきであり、その認定は選挙管理委員会が積極的かつ職権的に確認しなければならない要件である。市委員会がなした原決定は、以下のとおり、公職選挙法の被選挙権の有無(住所の要件)についての法解釈を誤った違法、不十分な証拠で住所を認めた事実誤認・理由不備、さらに選挙管理委員会としての職責を全うしていない審理手続きの不備等があり、取り消されるべきである。

(1) 「平成24年10月28日執行七尾市長選挙(以下「市長選挙」という。)及び本件選挙の頃以外、当選人を見てい

ない。」旨の多くの証言があるが、これを採用しない理由が説明されていない。また、当選人側の証人 2 人の証言は、「時々、七尾市の同証人らのところへ選挙準備等のために来ていた。」という程度のもので、生活の本拠が七尾市にあるかどうかを判断するための証拠としては、極めて関連性の薄いものでしかない。しかも、当該証人 2 人は、当選人の親族及び当選人を強く支援している者であり、もともと客觀性に欠ける可能性が高いものである。

- (2) 食料品等の買い物をどこでしていたかも曖昧である。
- (3) 当選人は平成 24 年 6 月 22 日に現在の住民登録地へ転入後も、月 1 回ないし 2 回程度しか行かない東京都内にアパートを借りて事務連絡員なるものを常置させているが、その必要性は七尾市に生活の拠点がある七尾市議会議員として考えられない。
- (4) 当選人は現在の住民登録地において、平成 24 年 7 月にインターネット利用の契約をしているが、市委員会はその利用量等を確認しておらず、当選人の住所要件認定の根拠にはならない。
- (5) 当選人は父親と同日に現在の住民登録地に居住したと主張しているが、当選人の住所要件認定に重要な平成 25 年 7 月から 10 月までの電気及び水道使用量が、平成 24 年の同時期よりも少なくなっている。水道使用量については当選入らの転入前の平成 23 年の同時期よりも少なくなっている。

また、確認された電気・水道使用量が、当選入ら 4 人が居住して使用する量として合理的なものかどうかも確認されていない。

- (6) 当選人の地元の金融機関の利用状況、本来の引っ越し時期、タンスや衣服等の家財道具、当選人の父親の居住などについても確認できない等の疑問がある。

これらのことから、当選人は、東京都杉並区松庵 2-13-8-203 を生活の本拠とし、父親の市長選挙そして本件選挙のためにある程度、七尾へ来て動き、その活動拠点として祖父母の家を利用していたと評価するのが常識的なところである。

#### 裁決の理由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徵した。さらに、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、市委員会、参加人及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めたほか、当選人に審尋を行うなど慎重に審理した。

その結果は次のとおりである。

##### 1 当選人の自らの生活の本拠等に関する主張

その主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 前住所地から引っ越しした際に移した家財道具は、パソコン 2 台、プリンター 1 台、テレビ、衣類、靴、書籍などである。七尾に来てから購入したのは、プリンターのインクや食料品関係である。
- (2) 東京都杉並区内のアパートは、友人が学生だったため当選人名義で契約した。家賃及び光熱水費は当該友人が負担している。当選人が月に 1 回ないし 2 回、東京へ行った際に、仕事の打合せ場所として使用することもあるほか、当選人の父親が週に 1 回、東京へ出張する際に、宿泊することもあった。
- (3) 平成 25 年 7 月から同年 10 月までの生活実態については、起床は不規則であり、日中は、本件選挙で落選した場合のプログラマーとしての仕事再開に備え、スキルアップに努めていたほか支援者との打合せなどをっていた。就寝は 12 時くらいであった。
- (4) 支援者から、先に表立って行動すると妨害されるので、本件選挙の直前まで手を挙げないでおくように言われていた。これは、本件選挙を戦ううえでの戦略でもあった。隣人等とは、以前、当選人の祖父が土地の境界を巡り不仲となり、それ以降、関係は良好ではなく、当選人も近所の人とは特に会話はなかった。また、あまり出歩くこともなかった。
- (5) 食事は、当選人の家族が買ってくるものと小売業を営む親戚の方が持ってきてくれるものを当選人が調理することが多く、当選人が自ら食材を調達することはなかった。
- (6) 水道使用量及び電気使用量が大きく変動しているのは、祖母が認知症であることも関係している。
- (7) 当選人の父親が立候補した市長選挙の後、支援者から本件選挙の立候補を勧められていた。父親から「その結果を見て七尾に残るか決めたらよい。それまで費用は出す。」との話があった。その一方で、本件選挙で落選した場合に備えて、東京での仕事関係のつながりも残しておくため、月に 1 回ないし 2 回東京へ行っていた。
- (8) みらいみる株式会社の仕事は出来高払いであるが報酬を受けたことはなく、収入は父親からの援助のみであった。選挙費用は父親が所有する金沢市内の不動産の売却金を充てた。管理は父親であるため詳細は把握していない

い。

(9) 七尾市郡町 1 部 38 番地 2 の居宅（以下「本件居宅」という。）の光熱水費や固定資産税は、祖父母又は父親が負担している。国民健康保険は祖父の被扶養者となっており、祖父が納めている。当選人の国民年金は未納がある。

(10) 父親は、平成 25 年の夏から秋にかけては主に七尾で寝泊まりをしていた。

(11) 前住所から引っ越した後は、本件居宅に祖父母、父親と当選人の 4 人で生活をしていた。

(12) 出かけるのは東京のみであり、それ以外は七尾にいた。

## 2 当委員会が認定した事実

市委員会、申立人が提出した証拠物及び関係機関からの提出書類等から次の事実が認められる。

(1) 当選人は、母親が平成 23 年 8 月 1 日に死亡したこと及び父親の市長選挙への立候補準備を契機に、平成 10 年 3 月 31 日の七尾市からの転出以降、約 14 年 3 箇月ぶりとなる平成 24 年 6 月 22 日に七尾市へ転入しており、その後引き続き現在まで七尾市の住民基本台帳に記録されている。

(2) 当選人には妻子がなく、家財道具は、前住所地から運んだパソコン 2 台、プリンター 1 台、テレビ、衣類、靴、書籍のほか、本件居宅に以前から置いていたベッドなどである。独身者であることから家財道具はそれほど多くない。

(3) 本件居宅の所有者は当選人の祖父母（持分ともに 2 分の 1）であり、当選人は本件選挙の期日までは、資産を有していない。

(4) 本件居宅における上水道及び電気の使用料は別記 1 のとおりであり、ガスは使用していない。

また、本件居宅の平成 25 年 7 月から同年 10 月までの上水道及び電気の使用料並びに総務省が公表している家計調査の光熱・水道の結果は次のとおりである（詳細は別記 2 のとおり）。

	上水道料①	電気料②	計 (①+②)	家計調査
平成 25 年 7 月	3,665 円	14,650 円	18,315 円	18,570 円
同年 8 月	5,645 円	18,307 円	23,952 円	17,354 円
同年 9 月	5,205 円	19,694 円	24,899 円	20,528 円
同年 10 月	7,185 円	16,428 円	23,613 円	15,670 円
(上記 4 箇月平均)	5,425 円	17,270 円	22,695 円③	18,031 円④

なお、家計調査は県庁所在市ののみの公表とされ金沢市の数値であり、その調査対象には下水道料等も含まれるほか、上記期間の世帯人員の平均が 3.1 人である。本件居宅における上記期間の月平均水道使用量は、30m<sup>3</sup>であることから、七尾市における一般汚水の 1 箇月当たり 30m<sup>3</sup> 使用時の下水道料金 4,935 円を③の 22,695 円に加え、4 人で除し、3.1 人を乗じて得た値は 21,413 円となり、④の 18,031 円を 3,382 円上回っている。

(5) 当選人は七尾市への転入後も東京都杉並区内に居住が可能なアパートを賃借している。

(6) 当選人は本件選挙候補者届出書の職業欄に「みらいみる（株）社員」と記載し選挙長に届出し、受理されている。

(7) みらいみる株式会社は、千葉県に本店を有し、東京都に事務所を有するが、七尾市には事務所等を有しない。

(8) 当選人はみらいみる株式会社の株主としての社員であり、一般的な従業員とは勤務形態が異なり、平成 25 年 1 月以降は月に 1 回程度の出社であった。また、当選人は同社より、報酬を受けたことがない。

(9) 当選人は関東七尾の会の理事であるが、関東に居住することは当会の会員たる要件ではない。

(10) 平成 25 年 8 月の旧盆以前は、殆ど目撃されていないとの本件居宅の近隣住民の証言がある。その一方、当選人から提出された陳述書において、当選人の父親、半座六弘、松村明子、垣内外美、北山利之、堀信雄及び寺西均が平成 25 年 7 月から 9 月ないし 10 月にかけて当選人と顔を会わせていた旨、陳述している。また、北山利之は、当市に居住し数箇月前から準備せずに当選する程、選挙は簡単ではない旨、陳述している。

(11) 七尾市に居住する木下四郎の日記には、平成 25 年 5 月 14 日、7 月 20 日、8 月 5 日、8 月 18 日、9 月 11 日、9 月 22 日、9 月 27 日及び 10 月 4 日に当選人の訪問を受けたことが記載されている。

(12) 当選人の父親が金沢市内に所有していた土地及び家屋について、平成 25 年 9 月 20 日売買を原因とする所有権移転登記がなされている。また、当該売買代金の一部が、本件選挙の選挙運動費用に充当されている。

(13) 当選人は、本件選挙に立候補し、1,213 票の得票数で当選した。

## 3 爭点

住所については、「公職選挙法及び地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共

団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参与する権利を与えるためであつて、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」(昭和29年10月20日大法廷判決、集8巻民1907頁参照)とされている。

申立人及び当選人の主張並びに市議員会の証拠物件によれば、本件居宅と東京都杉並区内のアパートであるシャトレ松庵を除いて他に当選人が一般的生活関係として依拠している場所のないことは明らかであるから、本件選挙における当選人の住所は本件居宅か東京都杉並区内のアパートの何れかにあるわけであり、その何れであるかは両者を総合的に比較検討することによって明らかとなる。

#### 4 当委員会の判断

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25歳以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。したがって、当選人には、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上、すなわち平成25年7月20日から同年10月20日までの間、七尾市の区域内に住所を有する者」であることが必要とされる。

住所については、民法第22条において「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、「ここにいう住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である。」(平成9年8月25日最高裁判所判決)とされている。

こうした観点から、当選人の住所について、次のとおり判断する。

まず、当選人の住所が、東京都杉並区内のアパートにあるかについて検討する。

##### (1) アパート契約者及びその居住の事実について

当選人は当委員会の調査において、アパート契約時には友人である現在の居住者が学生であり、スムーズに契約するため名義を貸しており、家賃は現在の居住者が負担していると主張している。

他人にアパート契約の名義を貸すことは不自然なことではあるが、当選人は、月に1回程度、みらいみる株式会社へ出勤する際、同アパートを打合せ場所として利用することもあるほか、当選人の父親が仕事の関係で週に1回程度、東京へ出張した際に泊まることもあったと主張している。加えて当選人は、仮に本件選挙で落選した場合のことも考え、東京とのつながりを残しておいた旨、主張している。

##### (2) 勤務関係について

勤務関係は、住所の認定に関し考慮する事実の一つであるが、当選人は、七尾市議会議員選挙候補者届出書の職業欄に記載した、「みらいみる(株)社員」については、従業員ではなく、株主を意味する社員であることから、月に1回程度出社するのみであり、本件居宅で必要な業務を行っていたと主張している。当選人の主張は、みらいみる株式会社より提出された、このことを証する旨の文書により裏付けられている。また、当選人は同社より報酬等を受けたことがない。

##### (3) 家財道具について

家財道具についても住所の認定に関し考慮する事実の一つとされ、当選人は同アパートにある自身の身の回りのものは、部屋着2、3着及び仕事関係の書籍10冊程度であると主張している。他方、自身の殆どの家財道具については、前住民登録地から本件居宅へ移したと主張しており、当選人の父親がその主張を裏付ける旨、陳述している。これに対し、当選人の主張を覆すに足る証拠等はない。

##### (4) 関東七尾の会について

当選人は、関東七尾の会の理事であるが、関東に居住することは当会の会員たる要件ではない。

次に、当選人の住所が本件居宅にあるかについて検討する。

##### (1) 2 審査の申立ての理由(1)について

これについて、当選人は、本件選挙の戦略として、先に表立って行動をすることを控えていたこと、近隣住民との関係は良好ではなく、特に会話もなかったこと及びあまり出歩かなかつたと主張している。また、近隣住民も当選人及び西川家とは近所付き合いがないこと及びあまりよく思っていない旨の証言があることに加え、当委員会へ提出された陳述書において、半座六弘が早い段階から目立った動きをしないで準備を進めること及び不特定の人に話して回らないことを指導してきた旨、陳述しており、当選人の主張が裏付けられている。

また、陳述書において、複数人が当選人の生活の本拠が七尾市にあった旨、陳述している。当選人が証言等を依頼する場合は、当選人の身内、親族又は支援者に依頼することはやむを得ないものでもあり、証言者等が全く当選人の生活実態を知らずしてなした証言等とは異なり、信頼性がないと言い切れるものではない。

なお、市委員会の決定書についてであるが、これに記載する理由は要旨を明らかにすれば足りるとされている。

(2) 2 審査の申立ての理由(2)について

当選人は、当委員会の調査において、収入がなく父親からの援助により生活しており、経済的に余裕がなく、家族が調達した食材又は親戚で小売業を営む垣内商店が持ってきてくれるものを調理していた旨、主張している。

なお、陳述書において、垣内外美が、息子、嫁と交替で週 1 回程度食品の宅配販売を続けている旨、陳述しており、当選人の主張が裏付けられている。

(3) 2 審査の申立ての理由(4)について

当委員会において、当選人がインターネット利用契約を締結している西日本電信電話株式会社金沢支店へインターネット使用量を照会したところ、使用量データの蓄積がないため回答出来ないと回答であった。

(4) 2 審査の申立ての理由(5)について

当選人は、当委員会の調査において、同居する祖母が認知症である旨、主張している。当選人及び当選人の父兄が同居を始めてから、電気の付け放し及び水道の出しつ放しが是正されたことにより、その使用量が減ったとの可能性は否定できないことから、平成25年 7 月から同年10月までの電気及び水道使用量が前年及び前々年の同時期より減少していたことをもって、当選人が本件居宅に居住していたことを否定することはできない。

また、平成25年 7 月から同年10月までの本件居宅における水道使用料及び電気料の水準は、家計調査の水準と比べ 2 割弱程度上回っており、4人家族が使用する量としては十分であると認めることができる。

(5) 2 審査の申立ての理由(6)について

当選人は父親からの援助のほか収入がなく、その援助も現金の手渡しにより受け取っており、金融機関をあまり利用していない旨、主張している。また、陳述書において、当選人の父親は、平成24年の転居の際、パソコン等については宅配便で送り、残りの家財道具は年末に引っ越し業者に依頼して送ってもらったと陳述している。

(6) 家財道具について

市委員会の現地調査において、本件居宅の当選人のプライベートルームにベッドがあるほかパソコン、プリンター及びテレビなどの家財道具が確認されている。

そもそも、当選人には妻子がない。独身者が生活するうえで最低限、必要とされる家財道具は限られる場合が多く、引越先が自宅であれば、冷蔵庫や洗濯機などの大型家電製品及び食器などは同居する家族と共に用する場合も考えられるところである。これを考慮すると、市委員会が調査した範囲であっても、十分に当選人の家財道具が確認されていると評価できるものである。

なお、当選人は前住所地であった東京都練馬区錦の公団住宅を解約した平成25年 1 月 15 日までに殆どの家財道具を本件居宅へ移したと主張している。その主張は、当選人の父親が、平成24年の転居の際、パソコン等については宅配便で送り、残りの家財道具は年末に引っ越し業者に依頼して送ってもらったとの陳述により裏付けられている。これに対し、当選人の主張を覆すに足る証拠等はない。

(7) 政治生活関係及び居住目的について

当選人は、当選人の選挙運動費用は父親が所有する金沢市内の不動産の売却金を充てた旨、主張しており、このことは登記事項証明書（土地及び建物）において平成25年 9 月 20 日付けで売買により所有権移転の登記済であることにより確認される。不動産はその所有者及びその家族の生活に密接に結びついている場合が多く、売却に当たってはそれ相応の計画のもと、家族とも相談される場合が多いものである。

また、当選人の主張によれば、当選人は、平成25年 7 月 20 日から同年10月 20 日までの間、複数の支援者と選挙準備のための打合せをしており、その主張は、当選人の父親、半座六弘、木下四郎、北山利之及び堀信雄の 5 人の陳述により裏付けられている。

これらのことから、当選人は本件居宅を本拠として、本件選挙のために資金面をはじめ戦略面など各種の準備を進めていたことが窺えるものである。

上記のとおり、申立人及び当選人の主張その他証拠をもとに総合的に審理したところ、当選人の住所が東京都杉並区内のアパートにあるとする申立人の主張については、その主張を裏付ける客観的な証拠は提出されず、また、有効な証言もなく、その根拠は専ら推量の域にとどまっている。また、当選人の主張を覆すにはそれ相当の証拠を要するが、それに足る証拠はなかった。

他方、当選人の住所が本件居宅にあるとする当選人の主張については、その主張を裏付ける客観的な証拠物等が必ずしも十分であるとは言えないものの、その主張を裏付ける複数の証言等があるほか、本件居宅に当選人の主な家財道具が確認されること並びに当選人の政治生活関係及び居住目的などを総合的に勘案すると、一定程度の客觀性が認められるところであり、その主張には著しく不合理な点は見受けられない。

以上により、当選人の住所は本件居宅にあったと判断するのが相当であり、東京都杉並区内のアパートについては、月に1回ないし2回、自身が株主でもある、みらいみる株式会社へ出勤するなど本件選挙で落選した場合に備え東京とのつながりを残しておいたための拠点として利用していた程度であるものと判断する。

よって、申立人の主張には理由がなく、本件選挙が行われた平成25年10月20日までの3箇月間の当選人の住所について、引き続き本件居宅に住所を有していたと判断せざるを得ないという原決定は正当なものであることから、当委員会は法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成26年5月1日

石川県選挙管理委員会

委員長 今井 欽 次

#### 別記1

##### 1 上水道の使用量及び料金

(単位: m<sup>3</sup>、円)

	使用量	料 金		使用量	料 金		使用量	料 金
平成23年6月	27	4,765	平成24年6月	40	7,625	平成25年6月	25	4,325
7月	31	5,645	7月	45	8,725	7月	22	3,665
8月	50	9,825	8月	50	9,825	8月	31	5,645
9月	41	7,845	9月	35	6,525	9月	29	5,205
10月	42	8,065	10月	39	7,405	10月	38	7,185
11月	46	8,954	11月	34	6,305	11月	41	7,845
12月	56	11,205	12月	32	5,865	12月	58	11,665
平成24年1月	24	4,105	平成25年1月	27	4,765			
2月	18	2,875	2月	31	5,645			
3月	24	4,105	3月	39	7,405			
4月	24	4,105	4月	19	3,050			
5月	30	5,425	5月	31	5,645			

##### 2 電気料金

(単位: 円)

	料 金		料 金		料 金
平成23年6月	14,552	平成24年6月	15,299	平成25年6月	16,555
7月	15,236	7月	14,566	7月	14,650
8月	15,754	8月	31,175	8月	18,307
9月	23,212	9月	38,802	9月	19,694
10月	23,121	10月	20,663	10月	16,428
11月	18,417	11月	22,116	11月	27,274
12月	22,381	12月	36,365	12月	35,166
平成24年1月	37,510	平成25年1月	42,692		
2月	33,481	2月	46,797		
3月	29,673	3月	44,872		
4月	30,490	4月	25,621		
5月	18,735	5月	22,347		

## 別記 2

## 1 総務省統計局公表 家計調査結果抜粋 (県庁所在地の市の数値のみ公表)

金沢市	世帯人員 (人)	消費支出のうち 光熱・水道 (円)
平成25年 1月	3.44	31,078
2月	3.53	35,591
3月	3.39	31,441
4月	3.25	24,445
5月	3.24	25,286
6月	3.26	18,427
7月	3.15	18,570
8月	3.08	17,354
9月	3.11	20,528
10月	3.06	15,670
11月	3.09	22,346
12月	3.22	24,629

(対象となる主な支出)

電気代、ガス代、灯油代等その他の燃料費、上水道料、下水道料  
なお、上下水道料はメーター使用料も含まれる。

## 2 七尾市の水道料金 (一般用)

## (1) 上水道料金 (給水使用料金(ア)と口径使用料金(イ)の合計額となる。)

ア 給水使用料金 (一般用、1m<sup>3</sup>当たりの単価)

基本料金	(5 m <sup>3</sup> まで)	790円
超過料金	6 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	125円
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	175円
	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	220円

イ 口径使用料金 口径13mmの場合 60円

(30m<sup>3</sup>使用の場合)

$$790\text{円} + 125\text{円} \times 5 \text{ m}^3 + 175\text{円} \times 10 \text{ m}^3 + 220\text{円} \times 10 \text{ m}^3 + 60\text{円} = 5,425\text{円}$$

## (2) 下水道料金

使用者が排除した汚水の量の算定について、水道水を使用した場合は水道の使用水量とする。

ア 基本料金 525円

イ 従量料金 (1m<sup>3</sup>当たりの単価)

1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	105円
10 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	168円

(30m<sup>3</sup>使用の場合)

$$525\text{円} + 105\text{円} \times 10 \text{ m}^3 + 168\text{円} \times 20 \text{ m}^3 = 4,935\text{円}$$

